

広島県局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第二十号

### 広島県局設置条例の一部を改正する条例

広島県局設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。  
第二条中「都市局」を削る。

第三条第二号（一）中「地域振興及び中山間地域対策」を「都市活性化、中山間地域対策その他地域振興」に改め、同条第七号（二）中「（他局の主管に属する事項を除く。）」を削り、同号中（二）を（四）とし、（四）の前に次のように加える。

- （二） 都市計画（他局の主管に属する事項を除く。）その他都市の整備に関する事項
- （三） 住宅及び建築に関する事項

第三条第八号を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（広島県建築審査会条例の一部改正）

- 2 広島県建築審査会条例（昭和二十五年広島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「都市局」を「土木局」に改める。

（広島県都市計画審議会条例の一部改正）

- 3 広島県都市計画審議会条例（昭和四十四年広島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「都市局」を「土木局」に改める。

（広島県開発審査会条例の一部改正）

- 4 広島県開発審査会条例（昭和四十四年広島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「都市局」を「土木局」に改める。